

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)	大阪高等裁判所
(査察事務担当者)	事務局次長 山田正人

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H27. 10. 6	和歌山地方・家庭裁判所	会計課課長補佐	柳田 徹	2
H27. 11. 4	京都地方裁判所	会計課専門官	伴 知寿子	2
H27. 11. 16	奈良地方・家庭裁判所	会計課専門官	伴 知寿子	2
H27. 12. 15	京都家庭裁判所	会計課企画官	佐藤 広希	1
H28. 1. 18	大阪家庭裁判所	会計課課長補佐	柳田 徹	1

2 査察結果

(1) 和歌山地方・家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
官報公告等掲載業務（平成27年3月掲載分）に係る検査調書の作成を4月異動後の後任の主任書記官に引き継ぐ必要があったが、引継が不十分で、検査調書の作成に通常より日数を要していたので、引継事務のあり方について検討してもらいたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 京都地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 奈良地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(4) 京都家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 官報公告等掲載業務に係る検査について、記録上、検査職員が休暇の日に検査を実施したことになっている。また検査を行うべき時期を誤解している検査職員も見受けられたことから、監督、検査を依頼する会計部門から監督、検査職員に対する説明を徹底されたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(5) 大阪家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 録音反訳業務契約に係る少年部依頼分の立会メモ冒頭項目（発注書）について、事件情報を削除する措置をとることなく保存に付されていたのは是正されたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大阪地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 藤田敏之

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27. 11. 5	大阪地裁堺支部 堺簡易裁判所	事務局長	藤田敏之	3人
27. 10. 29	大阪地裁岸和田支部 岸和田簡易裁判所	事務局長	藤田敏之	3人
28. 1. 25	大阪簡易裁判所	事務局長	藤田敏之	3人
27. 11. 19	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 10. 22	豊中簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 12. 3	吹田簡易裁判所	事務局次長	西村馨	1人
27. 12. 2	茨木簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 12. 7	東大阪簡易裁判所	事務局次長	西村馨	1人
27. 11. 10	枚方簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 11. 20	富田林簡易裁判所	事務局次長	西村馨	1人
27. 10. 7	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 11. 25	佐野簡易裁判所	事務局次長	西村馨	1人

2 査察結果

(1) 大阪地裁堺支部及び堺簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 全般的に適正に事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

① 支部民事部において、録音反訳にかかる実施要領がいまだに作成されておらず、書記官室に備え置かれていなかった。

この件については、昨年度検討を指示した事項であり、実施要領の作成について早期に検討するよう再度指示した。

② メモリーカードの管理について、支部刑事部は、各書記官が保管しており、処理要領に基づき、4月及び異動が生じた際は、全てのカードを主任書記官が点検し、使用者名と使用カード番号の一覧に日付を入れて作成しているので、主任書記官の点検日が明らかとなる。

一方、支部民事部、簡裁民事係では、処理要領に基づき、隨時、主任書記官が点検しているところ、刑事部と同様に、いつ点検したか後日確認できるよう、適宜の方法で記録化するよう検討依頼した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

堺支部刑事部備えの録音反訳方式利用事件一覧表において、昨年度記載を指示した「初稿受領日」欄、「媒体等返還確認印」欄及び「完成通知期限」欄について、適正に記載されていた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 大阪地裁岸和田支部及び岸和田簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的には、適正な事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

[REDACTED]について、様々な部署が使用しているということから施錠されていない状況が見られた。第三者の出入りが可能な状況は失失につながるおそれがあることから、使用しないときの施錠が徹底できる鍵の取り扱いの運用を指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘した事項は、是正されていた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(3) 大阪簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に処理されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項である過納手数料還付について、平成27年2月2日以降、通達どおり支払済み等の付記をした請求書を記録に綴り込むよう事務処理が変更されていた。

エ その他必要と認める事項

なし

(4) 大阪池田簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧な事務処理実施されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 豊中簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正な事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘された事項等なし。
- エ その他必要と認める事項  
特になし。

(6) 吹田簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧な事務処理が実施されていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
昨年度には是正を指示されていた官報掲載の検査確認の時期についても、是正策のとおり事務処理がなされていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 茨木簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に丁寧で適切に処理されていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
デジタル録音機用のメモリーカード等は庶務課長（保管責任者）が隨時点検しているところ、事務処理要領に添付している点検票の点検日欄が空欄であったので、点検日を記入する必要がある。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前の指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 東大阪簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧に事務処理がなされていた。  
司法委員、調停委員の手当及び日当に関する事務については、庶務会計事務担当者と庶務課長の2人体制でダブルチェックを行い、過誤防止に積極的に取り組まれている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 枚方簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧に事務処理がなされていた。  
司法委員、調停委員の手当及び日当に関する事務については、庶務会計事

務担当者2人と庶務課長の3人体制でチェックを行う等、過誤防止に積極的に取り組まれている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(10) 富田林簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適切な事務処理態勢のもと、適正な事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 羽曳野簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理は丁寧に行われており、相互牽制態勢も適切に敷かれていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

従前の指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(12) 佐野簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

特になし

エ その他必要と認める事項

将来的な過誤防止策として、調停委員に対し、経路又は住所の変更があった場合は、速やかに裁判所に届け出るよう周知するように指導した。

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名)

京都地方裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 新見 雅信

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27.10.8	京都地裁舞鶴支部	出納課課長補佐	出 山 洋 子	1人
27.10.15	京都地裁園部支部	経理課長	福 島 広 之	1人
27.10.14	京都地裁宮津支部	経理課課長補佐	松 永 雅 典	1人
27.10.7	京都地裁福知山支部	出納課長	中 村 昭 治	1人
27.10.20	京都簡易裁判所	経理課長	福 島 広 之	1人
27.10.16	伏見簡易裁判所	出納課課長補佐	出 山 洋 子	1人
27.10.21	右京簡易裁判所	出納課課長補佐	出 山 洋 子	1人
27.10.28	向日町簡易裁判所	出納課長	中 村 昭 治	1人
27.10.5	木津簡易裁判所	経理課長	福 島 広 之	1人
27.10.9	宇治簡易裁判所	出納課長	中 村 昭 治	1人
27.10.19	亀岡簡易裁判所	経理課課長補佐	松 永 雅 典	1人
27.10.13	京丹後簡易裁判所	経理課課長補佐	松 永 雅 典	1人

2 査察結果

(1) 京都地裁舞鶴支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 京都地裁園部支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 国庫立替請求及び負担額通知簿が整備されていないので、整備するよう指示した。
  - 現状では訴訟救助の印紙納付猶予の事例しかないとのことだが、帳簿として整備すべきである。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(3) 京都地裁宮津支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 指示したとおり、是正されていた。
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(4) 京都地裁福知山支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(5) 京都簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 指示したとおり、是正されていた。
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(6) 伏見簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 右京簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
司法委員の日当及び旅費にかかる執務時間とそれに対応した支給額の区分について、庶務課長一人でチェックを行っているが、過誤防止の観点から必ずダブルチェック等を行い、チェック態勢の強化に努めるよう指示した
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 向日町簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 木津簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(10) 宇治簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 亀岡簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(12) 京丹後簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)	神戸地方裁判所
(査察事務担当者)	事務局長 藤木義裕

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
28. 1. 18	神戸簡易裁判所	事務局次長	吉川和伸	3人
27. 11. 26	神戸地裁伊丹支部	事務局次長	藤井徹	1人
27. 9. 14	神戸地裁尼崎支部	事務局次長	吉川和伸	1人
27. 10. 16	神戸地裁明石支部	事務局次長	藤井徹	1人
27. 12. 7	神戸地裁柏原支部	事務局次長	藤井徹	1人
27. 11. 4	神戸地裁姫路支部	事務局次長	藤井徹	1人
28. 1. 14	神戸地裁社支部	事務局次長	藤井徹	1人
27. 11. 12	神戸地裁龍野支部	事務局次長	吉川和伸	1人
27. 10. 28	神戸地裁豊岡支部	事務局次長	吉川和伸	1人
27. 12. 14	神戸地裁洲本支部	事務局次長	吉川和伸	1人
27. 10. 15	西宮簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
27. 11. 9	篠山簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
27. 12. 2	加古川簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
27. 10. 29	浜坂簡易裁判所	事務局次長	吉川和伸	1人

2 査察結果

(1) 神戸簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

官報公告等掲載業務委託契約について、掲載後、速やかに検査確認を行うよう事務処理態勢の見直しが図られていた。

また、前任者から前回の査察結果の引継ぎもあり、問題点の共有ができるており、検査職員において、検査確認を行うべき時期について、正しく理解されている。

エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 神戸地裁伊丹支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
郵便切手の交換の事務処理について適正に改善されていた。また、保管金提出書の提出者について是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 神戸地裁尼崎支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理がなされているが、イに記載のとおり、事務処理の誤りと思われる事項があった。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
司法委員の日当の支給について、平成27年4月分の支給のうち1件について、支給区分が誤っていると考えられる支給があることから、その支給内容を確認し、日当の戻入等の事後処理を行うように指示した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(4) 神戸地裁明石支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘した司法委員手当の支給区分の誤りについては、是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(5) 神戸地裁柏原支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
官報公告掲載業務委託契約について、掲載に関する検査が官報掲載日から10日を超えて行われていた事案があった。政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行うように指導した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項  
特になし

(6) 神戸地裁姫路支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イに記載の事項を除き、全般的に適正な事務処理がされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意し

た内容

司法委員の日当の支給について、平成27年9月分の支給のうち1件について、支給区分が誤っていると考えられる支給があることから、その支給内容を確認し、日当の戻入等の事後処理を行うように指示した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘された事項（起訴状概要の翻訳料請求書の取扱い）について、是正されていた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(7) 神戸地裁社支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

官報公告等掲載業務委託契約について、官報公告掲載後、速やかに検査確認が行われるように事務処理が改善していた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(8) 神戸地裁龍野支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(9) 神戸地裁豊岡支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(10) 神戸地裁洲本支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イに記載の事項を除き、全般的に適正に事務処理がされている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

平成26年10月11日に国庫帰属した押収物について、特段の理由なく、事務処理が遅れた事例があった（物品管理官への通知が平成27年9月15日、処分が10月2日）。押収物の適正な管理、処分の点から不相当であり、今後、適切な時期に処分を行うよう指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

- 前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし
- (11) 西宮簡易裁判所  
ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし
- (12) 篠山簡易裁判所  
ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし
- (13) 加古川簡易裁判所  
ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に処理されていた。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし
- (14) 浜坂簡易裁判所  
ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 奈良地方・家庭裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 地裁事務局長 秋田正之

(査察事務担当者 官職・氏名) 家裁事務局長 中辻守

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H27. 12. 8	奈良地家裁葛城支部	地裁事務局長	秋田正之	4人
H27. 10. 8	奈良地家裁五條支部	家裁事務局長	中辻守	2人
H27. 12. 7	奈良簡易裁判所	家裁事務局次長	福富幸治	1人
H27. 10. 14	宇陀簡易裁判所	地裁事務局次長	森岡昌子	1人
H27. 12. 3	吉野簡易裁判所 奈良家裁吉野出張所	家裁事務局次長	福富幸治	1人

### 2 査察結果

#### (1) 奈良地家裁葛城支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

家裁の録音反訳について、平成27年度の利用事件一覧表中、初稿提出期限の記載がなされておらず、検査・監督職員が契約相手方の履行状況を把握できない懼れがあるため記載するよう指示した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (2) 奈良地家裁五條支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (3) 奈良簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

該当なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 宇陀簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

該当なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 吉野簡易裁判所・奈良家裁吉野出張所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

該当なし

エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大津地方裁判所

(査察事務担当者) 大津地方裁判所事務局長 島田 幸彦

(査察事務担当者) 大津家庭裁判所事務局長 太田 幸枝

1 実施時期等

実施時期	被監査庁	査察事務担当者等		補助者員数
		官職	氏名	
H27.11.11	大津地裁彦根支部 大津家裁彦根支部 彦根簡易裁判所	事務局長 事務局長	島田 幸彦 太田 幸枝	3人
H27.10.28	大津地裁長浜支部 大津家裁長浜支部 長浜簡易裁判所	事務局次長	井上 浩	2人
H27.12.15	大津簡易裁判所	会計課長	奥村 善則	なし
H27.10.13	大津家裁高島出張所 高島簡易裁判所	事務局次長	石井 智世	なし
H27.11.18	甲賀簡易裁判所	事務局次長	井上 浩	なし
H27.11.30	東近江簡易裁判所	事務局次長	井上 浩	なし

2 査察結果

(1) 大津地裁彦根支部、大津家裁彦根支部、彦根簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に事務処理は適正であり、特に問題となる点はなかった。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
昨年度に指摘事項等はない。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 大津地裁長浜支部、大津家裁長浜支部、長浜簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載のとおり、録音反訳完成通知期限の管理について、検査職員、主任書記官及び担当書記官との間の意思疎通及び指導監督態勢が不十分であると見受けられる点が見られた。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

録音反訳業務委託契約の録音反訳完成通知書が期限までに行われていなかった事案が7件（民事4件（8月）、刑事3件（8月（2件）、10月（1件））見受けられた。

その原因には、検査職員の契約内容に関する理解が誤っていたことや、支部内におけるチェック態勢が十分に機能していなかったこと等が考えられる。

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
昨年度に指摘事項等はない。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(3) 大津簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に事務処理は適正であり、特に問題となる点はなかった。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
昨年度に指摘事項等はない。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 大津家裁高島出張所、高島簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
昨年度に指摘事項等はない。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 甲賀簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

[REDACTED]について、施錠していない状況で保管していたため、常時施錠するよう指示した。

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

昨年度の事務査察において、債権発生通知書兼債権管理簿について、一部、分任歳入徴収官の押印漏れがあった旨の指摘があったが、是正されており、その後の事務においても押印漏れはなかった。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(6) 東近江簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

昨年度の事務査察において、債権発生通知書兼債権管理簿について、平成22年度以降、分任歳入徴収官の押印欄に押印がない旨の指摘があったが、これについては是正されておらず、平成27年4月以降分においても同様に分任歳入徴収官の押印欄への押印及び調査確認欄への日付の記載がなかった。

昨年度の指摘については、国庫立替請求書の主任書記官欄に押印がないことを指摘されたものと理解し、債権発生通知書兼債権管理簿の歳入徴収官欄に押印すべきことの認識がなかった。

- エ その他必要と認める事項

特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 和歌山地方裁判所  
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 安村 義弘  
(府名) 和歌山家庭裁判所  
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 松井 靖文

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27. 9. 28	湯浅簡易裁判所	事務局次長	三好 敏夫	1
27. 10. 7	妙寺簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恭弘	1
27. 10. 7	橋本簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恭弘	1
27. 10. 15	和歌山地裁御坊支部	事務局次長	三好 敏夫	2
27. 10. 28	串本簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恭弘	1
27. 10. 29	和歌山地裁新宮支部	事務局次長	遠藤 恭弘	2
27. 11. 16	和歌山地裁田辺支部	事務局次長	三好 敏夫	2

### 2 査察結果

#### (1) 湯浅簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
保管金や現金書留、保管物や押収物の取扱いなし。  
調停委員手当及び旅費に関する事務は、係員が勤務時間報告書等を作成し、庶務課長が照合の上、司掌裁判官の決裁を受けており牽制体制が執られている。郵券の管理も適正に行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 妙寺簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
保管金や現金書留、保管物や押収物の取扱いなし。  
調停委員手当及び旅費に関する事務は、係員が勤務時間報告書等を作成し、庶務課長が照合の上、司掌裁判官の決裁を受けており牽制体制が執られている。郵券の管理も適正に行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 橋本簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
保管金や現金書留、保管物や押収物の取扱いなし。  
調停委員手当及び旅費に関する事務は、係員が勤務時間報告書等を作成し、庶務課長が照合の上、司掌裁判官の決裁を受けており牽制体制が執られている。郵券の管理も適正に行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(4) 和歌山地方裁判所御坊支部  
和歌山家庭裁判所御坊支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
会計事務について、担当職員が事務処理を行い、出納官吏である庶務課長がチェックをする牽制体制が執られている。書記官と会計事務担当者との連携もとられており、長期未済となっている保管金はない。録音反訳の完成通知期限についても庶務課長において管理されている。  
郵券の管理も適正に行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
　　昨年度、保管金から支払った証人旅費について、支給額を訂正印で訂正している事案があったが、是正されていた。

エ その他必要と認める事項  
　　特になし

(5) 串本簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
　　保管金や現金書留、保管物や押収物の取扱いなし。  
　　調停委員手当及び旅費に関する事務は、係員が勤務時間報告書等を作成し、庶務課長が照合の上、司掌裁判官の決裁を受けており牽制体制が執られている。郵券の管理も適正に行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
　　特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
　　従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
　　特になし

(6) 和歌山地方裁判所新宮支部  
和歌山家庭裁判所新宮支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
　　会計事務について、担当職員が事務処理を行い、出納官吏である庶務課長がチェックをする牽制体制が執られている。書記官と会計事務担当者との連携もとられており、長期未済となっている保管金はない。録音反訳の完成通知期限についても庶務課長において管理されている。  
　　郵券の管理も適正に行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
　　特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
　　従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
　　特になし

(7) 和歌山地方裁判所田辺支部  
和歌山家庭裁判所田辺支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
　　会計事務について、担当職員が事務処理を行い、出納官吏である係長と上位者

である庶務課長がチェックをする牽制体制が執られている。書記官室と庶務課との連携もとられており、長期未済となっている保管金はない。録音反訳の完成通知期限についても庶務課長において管理されている。

郵券の管理も適正に行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

専門委員登庁旅費について過年度支出を要した事案があったことから、専門委員期日簿を書記官室と庶務課で共有し、登庁実績報告書の作成について牽制態勢がとられていた。

(注) 2の査察結果については、被監査庁ごとに記載する。

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)

大阪家庭裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 保田 将司

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27.10.30	大阪家裁堺支部	事務局次長	西川 浩二	2
27.11.13	大阪家裁岸和田支部	事務局次長	船越 英明	2

### 2 査察結果

#### (1) 大阪家裁堺支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理態勢及び指導監督態勢については、特に問題ない。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- (ア) 録音反訳方式利用事件一覧表のファイルに、立会メモの写しが一緒に綴られていたが、発注書に相当するものなので、一連ファイルと峻別した上で、会計文書として5年間文書保存するよう指示した。
- (イ) 官報公告に対する検査で、検査職員が検査に対する理解が不十分であったことから10日以内に検査をする必要があることと検査日の意味を正確に理解するよう指導した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度は、郵便切手の保管状況について、一部、ビニール製の保存袋の底が破損していたが、本年は、全ての保存袋について破損しているものはなく、適正に管理されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (2) 大阪家裁岸和田支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理態勢及び指導監督態勢については、特に問題ない。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
- (ア) 前年度は、録音反訳方式利用事件一覧表のファイルに、立会メモの写しがその文書保存期間を認識せず一緒に綴られていたが、本年は立会メモと一覧表は別綴りに保存されていた。
- (イ) 前年度は、郵便切手整理簿の補助者欄に、実態に合わせた補助者名を記載す

ること及び裁判・特送用の郵券を、  
で保管するよう指示していたが、本年はいずれも是正されていた。

- エ その他必要と認める事項  
特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

京都家庭裁判所

事務局長 藤田康夫

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H27. 10. 7	京都家裁福知山支部	会計課課長補佐	阿部耕至	0
H27. 10. 8	京都家裁舞鶴支部	会計課長	多田達也	0
H27. 10. 14	京都家裁宮津支部	会計課長	多田達也	0
H27. 10. 15	京都家裁園部支部	会計課課長補佐	阿部耕至	0

### 2 査察結果

#### (1) 京都家裁福知山支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
なし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
なし  
エ その他必要と認める事項  
なし

#### (2) 京都家裁舞鶴支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
なし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
なし  
エ その他必要と認める事項  
なし

#### (3) 京都家裁宮津支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
なし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
なし

エ その他必要と認める事項  
なし

(4) 京都家裁園部支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
なし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
なし

エ その他必要と認める事項  
なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 神戸家庭裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 山田 誠

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27.10.01	神戸家裁伊丹支部	事務局次長	木原義則	1人
27.10.15	神戸家裁浜坂出張所	事務局長	山田 誠	1人
27.10.16	神戸家裁豊岡支部	事務局長	山田 誠	1人
27.11.11	神戸家裁尼崎支部	事務局長	山田 誠	1人
27.11.18	神戸家裁姫路支部	事務局長	山田 誠	1人
27.12.10	神戸家裁龍野支部	事務局次長	木原義則	1人
27.12.24	神戸家裁柏原支部	事務局次長	木原義則	1人
28.01.13	神戸家裁洲本支部	事務局長	山田 誠	1人
28.01.22	神戸家裁明石支部	事務局次長	木原義則	1人
28.02.04	神戸家裁社支部	事務局長	山田 誠	1人

2 査察結果

(1) 神戸家裁伊丹支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 神戸家裁浜坂出張所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意し

た内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(3) 神戸家裁豊岡支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 神戸家裁尼崎支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

民事保管物原簿の保存整理について是正されていた。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 神戸家裁姫路支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(6) 神戸家裁龍野支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(7) 神戸家裁柏原支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし

(8) 神戸家裁洲本支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし

(9) 神戸家裁明石支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし

(10) 神戸家裁社支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(序名) 大阪高等裁判所  
(査察事務担当者) 事務局次長 山田正人

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H28. 10. 5	大阪地方裁判所	会計課長	木原 義則	2
H28. 11. 9	神戸地方裁判所	会計課企画官	佐藤 広希	2
H28. 11. 16	神戸家庭裁判所	会計課課長補佐	柳田 徹	1
H29. 1. 19	大津地方・家庭裁判所	会計課課長補佐	柳田 徹	1

### 2 査察結果

#### (1) 大阪地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載事項を除き、概ね適正に事務がなされている。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
民事保管物について、数量の特定が不十分であるものが数点あった（具体的には、数量の記載がないもの、クリップで留められているだけの書類で枚数により特定すべきであるのに単に「1綴」と表示しているもの）。事件部における数量等の特定を確実に行うと同時に、会計課において受入れを行う際も十分に確認を行うよう指導した。  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (2) 神戸地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載事項を除き、概ね適正に事務がなされている。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
官報公告掲載業務委託契約において、検査職員が適正に検査を実施していることが窺えたが、請求書に誤った検査確認日を記載したものがあったため、付記を行う際には検査確認日を正確に記載するよう指導した。  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 神戸家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

官報公告掲載業務及び録音反訳業務請負契約において、請求書に付記された検査確認日や検査調書の作成日について、検査職員が休暇を取得した日や出張で不在であった日となっているものがあった（これらのケースは、いずれも検査職員の補助者が確認を行い、同日その事実を検査職員に通知したものであり、問題はなかった。）。実質的検査の観点からは、原則として検査職員本人が検査を行うことが望ましいが、例外的に検査の一部を補助者に行わせる場合は、同人に対し検査の意義や手順についてよく理解させるとともに、検査職員自身が最終的な確認をするようになされたい。

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 大津地方・家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

再審事件にかかる押収物の一部について、番号札が付されていないものがある等、目的物を検索することが困難な状態であった。管理方法について再検討し、事件部とも協力の上、必要な補正を行う等して押収物の完全な管理に努められたい。

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大阪地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 藤木義裕

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者員数
		官 職	氏 名	
28. 12. 5	大阪地裁堺支部 堺簡易裁判所	事務局長	藤木義裕	3人
28. 12. 8	大阪地裁岸和田支部 岸和田簡易裁判所	事務局長	藤木義裕	3人
29. 1. 16	大阪簡易裁判所	事務局長	藤木義裕	3人
28. 12. 6	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 11. 16	豊中簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 12. 2	吹田簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
28. 12. 14	茨木簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 12. 12	東大阪簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
28. 11. 14	枚方簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 10. 28	富田林簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
28. 10. 4	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
28. 11. 9	佐野簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人

2 査察結果

(1) 大阪地裁堺支部及び堺簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 　イ及びウを除き全般的に適正に事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - ア 庶務課庶務係から民事訟廷庶務係に引き継がれた現金書留を追跡調査したところ、庶務課庶務係から訟廷に送付された後で担当部署が異なること

が明らかになった場合、取扱要領では庶務課庶務係に返還した上で本来の担当部署に送付すべきところ、民事訟廷から直接本来の担当部署に送付されており、取扱要領の規定に従った処理がされていなかったので、今後は取扱要領に沿った事務処理を行われたい。

(イ) 自動契印機は厳重な管理が求められるところ、使用していない自動契印機が1台あった。今一度現状を確認し、現在使用していないものがある場合は本庁へ返納されたい。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

メモリカードは処理要領上、少なくとも年1回点検することとなっているところ、点検したことが帳簿上明らかになっていないという昨年度の査察結果について、支部民事部は点検日が記載されていたが、簡裁民事部については依然、点検日が記載されていなかったので、点検を行った際には帳簿にその旨を記載することを励行されたい。

エ その他必要と認める事項

特になし

- (2) 大阪地裁岸和田支部及び岸和田簡易裁判所  
指摘事項なし
- (3) 大阪簡易裁判所  
指摘事項なし
- (4) 大阪池田簡易裁判所  
指摘事項なし
- (5) 豊中簡易裁判所  
指摘事項なし
- (6) 吹田簡易裁判所  
指摘事項なし
- (7) 茨木簡易裁判所  
指摘事項なし
- (8) 東大阪簡易裁判所  
指摘事項なし
- (9) 枚方簡易裁判所  
指摘事項なし
- (10) 富田林簡易裁判所  
指摘事項なし
- (11) 羽曳野簡易裁判所  
指摘事項なし
- (12) 佐野簡易裁判所  
指摘事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名)

京都地方裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 竹口智之

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
28.10.6	京都地裁舞鶴支部	経理課長	福島広之	1人
28.10.13	京都地裁園部支部	経理課課長補佐	松永雅典	1人
28.10.12	京都地裁宮津支部	出納課長	中村昭治	1人
28.10.14	京都地裁福知山支部	出納課課長補佐	出山洋子	1人
28.10.24	京都簡易裁判所	出納課長	中村昭治	1人
28.10.19	伏見簡易裁判所	経理課長	福島広之	1人
28.10.26	右京簡易裁判所	経理課長	福島広之	1人
28.10.5	向日町簡易裁判所	経理課課長補佐	松永雅典	1人
28.10.17	木津簡易裁判所	出納課長	中村昭治	1人
28.10.7	宇治簡易裁判所	経理課課長補佐	松永雅典	1人
28.10.21	亀岡簡易裁判所	出納課課長補佐	出山洋子	1人
28.10.11	京丹後簡易裁判所	出納課長	中村昭治	1人

2 査察結果

(1) 京都地裁舞鶴支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 京都地裁園部支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い指示したとおり是正されていた。
- エ その他必要と認める事項特になし

(3) 京都地裁宮津支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(4) 京都地裁福知山支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(5) 京都簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし。
- エ その他必要と認める事項特になし

(6) 伏見簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前年度指摘事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 右京簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
予納郵券の交換簿を郵券関連通達等の事務記録の最後に綴られていたが、別途、会計関係の帳簿として保存するよう指示した。  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
指示したとおり是正されていた。  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 向日町簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 木津簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
記録メディアの管理について、取扱要領に基づいて保管者が変更になった場合には、民事首席書記官、刑事首席書記官及び記録メディア担当者（経理課課長補佐）に記録メディア管理表を報告することになっているが、記録メディア担当者への報告が漏れていた。記録メディア担当者に報告するよう指示した。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(10) 宇治簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし  
エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 亀岡簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
[REDACTED]が施錠されていなかった。保管する物がない場合であっても施錠はしておくよう指示した。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(12) 京丹後簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)	神戸地方裁判所
(査察事務担当者)	事務局長 新見雅信

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29. 1. 11	神戸簡易裁判所	事務局次長	宇野勝浩	3人
28. 11. 29	神戸地裁伊丹支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 10. 5	神戸地裁尼崎支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 10. 21	神戸地裁明石支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 12. 7	神戸地裁柏原支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 11. 22	神戸地裁姫路支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 11. 24	神戸地裁社支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 10. 25	神戸地裁龍野支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 10. 12	神戸地裁豊岡支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 12. 13	神戸地裁洲本支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 9. 26	西宮簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 11. 15	篠山簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人
28. 12. 9	加古川簡易裁判所	事務局次長	宇野勝浩	1人
28. 10. 11	浜坂簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人

2 査察結果

(1) 神戸簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

司法委員手当の支給につき、平成28年10月分において、1名の司法委員が同日に別の2件の事件の執務を行い、それら2件について日当の按分を行って支給した事案について、それら2件の執務時間が合計で1時間を超えているところ、1時間以内の支給区分に基づく日当を按分して支給していた。支給内容等を確認し、事後処理（日当の追給）が必要であれば、所管部署に報告の上、対応するように指

示した。

(2) 神戸地裁伊丹支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(3) 神戸地裁尼崎支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正な事務処理がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い司法委員の日当の支給について、過払い戻入の事後処理が適正に行われていた。また、その事務処理態勢についても適切に改善されていた。
- エ その他必要と認める事項特になし

(4) 神戸地裁明石支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし

(5) 神戸地裁柏原支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い従前指摘された官報公告掲載業務委託契約に関する検査について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、すべて適正に検査が行われており、是正されていた。
- エ その他必要と認める事項特になし

(6) 神戸地裁姫路支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

司法委員の日当の支給について、1件、支給区分が誤っている支給があったが是正され、今年度については、ダブルチェックがなされており誤りは見受けられなかった。

エ その他必要と認める事項

特になし

(7) 神戸地裁社支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(8) 神戸地裁龍野支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(9) 神戸地裁豊岡支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(10) 神戸地裁洲本支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回査察では国庫帰属となった押収物の処分の事務処理が遅滞していたところ、

今回の査察では処分を要する事案はなかったものの、処分手続きは速やかに行うことなど、適正な事務処理について理解していた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 西宮簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(12) 篠山簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(13) 加古川簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(14) 浜坂簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 奈良地方・家庭裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 地裁事務局長 秋田正之  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 家裁事務局長 藤原扇一

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H28. 11. 16	奈良地家裁葛城支部	地裁事務局長	秋田正之	4人
H28. 11. 11	奈良地家裁五條支部	家裁事務局長	藤原扇一	2人
H28. 12. 12	奈良簡易裁判所	家裁事務局次長	福富幸治	1人
H28. 10. 24	宇陀簡易裁判所	地裁事務局次長	藤本昌彦	1人
H28. 11. 7	吉野簡易裁判所 奈良家裁吉野出張所	家裁事務局次長	福富幸治	1人

2 査察結果

(1) 奈良地家裁葛城支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - (ア) 10月14日に仮出し（返還予定日は11月21日）の保管物について、仮出事由が「調査官調査」とされていたため、実際に記録の所在を当該調査官に確認したところ、既に担当書記官に返還されていた。担当書記官は、当該記録の返還を受け、仮出事由が消滅したことを認めた場合、速やかに保管物主任官に返還すべきであるところ、一定期間手許に保管していた。事務局と事件部との間で連携を密にして、保管物事務の適正な取扱いに努めるよう注意した。
  - (イ) 調停委員が司法委員又は参与員と兼務している場合の旅費の支給事務について、旅費の二重支払防止のためのけん制（チェック）態勢の確立が不可欠であるところ、家裁葛城支部において、単独処理で決裁されていない状況があり、チェック態勢の不備があったため、事務処理態勢の見直しの検討を指示した。
  - ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
是正されていた
  - エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 奈良地家裁五條支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし
- (3) 奈良簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし
- (4) 宇陀簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし
- (5) 吉野簡易裁判所・奈良家裁吉野出張所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
今年度に発生した一般債権について、債権発生通知書を作成しているものの、  
国庫立替請求及び負担額通知簿への記載漏れが1件あったため注意した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大津地方裁判所

(査察事務担当者) 大津地方裁判所事務局長 船越英明

(査察事務担当者) 大津家庭裁判所事務局長 大垣直人

1 実施時期等

実施時期	被監査庁	査察事務担当者等		補助者 員数
		官職	氏名	
H28. 11. 9	大津地裁彦根支部 大津家裁彦根支部 彦根簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	1人
H28. 10. 25	大津地裁長浜支部 大津家裁長浜支部 長浜簡易裁判所	事務局次長	石井智世	1人
H28. 12. 13	大津簡易裁判所	会計課長	奥村善則	0人
H28. 10. 11	大津家裁高島出張所 高島簡易裁判所	事務局次長	石井知世	0人
H28. 11. 16	甲賀簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	0人
H28. 12. 5	東近江簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	0人

2 査察結果

(1) 大津地裁彦根支部、大津家裁彦根支部、彦根簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

全般的に適正な処理がされているが、イに記載したとおり、MINTASの後納郵便の検査に関して不適切な事案が見られた。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

MINTAS料金後納郵便の検査について、第1順位の検査職員が休暇等により不在の場合において第2順位の検査職員以外の者が検査を行っていた。

第1順位の検査職員より事情を聴取したところ、第2順位の検査職員が任命されていることを理解していなかったことが原因と考えられることから、再度、確認するなどして、以後、適切な検査に努めるとともに、職員に対しても改めて周知するよう指導した。

ウ 従前指摘された是又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 大津地裁長浜支部、大津家裁長浜支部、長浜簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

イ記載のとおり、調停委員の勤務時間の管理について、勤務時間管理員、担当書記官、主任書記官及び庶務課長によるチェック態勢が不十分である点が見られた。

イ 是又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

調停委員登庁簿と調停委員出勤簿における終業時刻が合致していないものがあった（1件）。

直接的な原因是、勤務時間管理員が調停委員登庁簿に記載された終業時刻をシス

テムに入力する際、誤って他の調停委員の終業時刻を入力したことによるものであるが、その後、担当書記官、主任書記官、庶務課長によるダブルチェック及び勤務時間管理員によるセルフチェックの四重のチェック態勢がいずれも機能しておらず誤入力を発見するには至らなかった。

本件においては、支給区分に変更が生じるものではなかったが、調停委員手当の返戻等、過誤の原因ともなりかねないことから、以後の事務処理態勢の見直しを指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前年度においては、録音反訳業務委託契約の録音反訳完成通知が期限までに行われていない事案が複数件見受けられたが、今年度においてはそのような事案は見受けられなかった。

また、検査職員も契約内容に関して正しく理解しており、支部内におけるチェック態勢も機能していた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(3) 大津簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

全般的に事務処理は適正であり、特に問題となる点はなかった。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 大津家裁高島出張所、高島簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全体的に適正な事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 甲賀簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

昨年度の事務検査において、[ ]について、施錠していなかったため、常時施錠するよう指示したが、是正されていた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(6) 東近江簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意し

た内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし。

エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 神戸家庭裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 山田 誠

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
28.09.30	神戸家裁明石支部	事務局長	山田 誠	1人
28.10.07	神戸家裁伊丹支部	事務局長	山田 誠	1人
28.10.18	神戸家裁洲本支部	事務局次長	三好 敏夫	1人
28.10.26	神戸家裁姫路支部	事務局次長	三好 敏夫	1人
28.11.02	神戸家裁柏原支部	事務局長	山田 誠	1人
28.11.09	神戸家裁尼崎支部	事務局長	山田 誠	1人
28.11.28	神戸家裁浜坂出張所	事務局次長	三好 敏夫	1人
28.11.29	神戸家裁豊岡支部	事務局次長	三好 敏夫	1人
28.12.08	神戸家裁社支部	会計課課長補佐	堀川 博司	0人
28.12.22	神戸家裁龍野支部	事務局長	山田 誠	1人

2 査察結果

(1) 神戸家裁明石支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

人事訴訟事件等の証人尋問等において、デジタル録音機を用いて録音するためにSDカードを使用しているところ、SDカードの管理票が作成されていないなど、当庁が定める取扱要領どおりの管理がなされていなかった。

保管責任者である主任書記官が交替した際の引継が適正になされていなかったことが原因と考えられるので、直ちに管理票を作成するとともに、今後、引継があった際には、適正に対応するよう指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 神戸家裁伊丹支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 神戸家裁洲本支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(4) 神戸家裁姫路支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(5) 神戸家裁柏原支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(6) 神戸家裁尼崎支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

- 特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 神戸家裁浜坂出張所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 神戸家裁豊岡支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 神戸家裁社支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

(10) 神戸家裁龍野支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)	大阪高等裁判所
(査察事務担当者)	事務局次長 山田正人

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H29. 10. 4	奈良地方・家庭裁判所	会計課専門官	加藤 章子	1
H29. 11. 7	和歌山地方・家庭裁判所	会計課企画官	光田 和秀	1
H29. 11. 20	京都地方裁判所	会計課課長補佐	伴 知寿子	1
H29. 12. 18	京都家庭裁判所	会計課専門官	加藤 章子	1
H29. 12. 25	大阪家庭裁判所	会計課課長補佐	木村 祐司	1

2 査察結果

(1) 奈良地方・家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特記事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし

(2) 和歌山地方・家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - (ア) 物件明細書等のインターネットによる公示業務契約に係る給付の完了を確認するための検査事務において、第1順位の検査職員が差し支えの場合は第2順位の検査職員が検査を行うべきところ、平成29年4月以降の事案について、検査職員として任命されていない職員（平成29年3月までは任命されていた。）が検査を行っていた。
  - (イ) 現金書留郵便を受領した場合、自庁の現金書留郵便取扱要領において、出納官吏又は出納官吏代理及び会計課長又は会計課課長補佐の二名以上の立会により確認することと定めているところ、出納官吏、出納官代理以外の職員及び会計課長の二名の立会により開封を行ったものがあった。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回の査察において、検査職員の事務の引継のあり方について検討を指示したが、イ(ア)記載の事項を除き、適正に処理されていた。

(3) 京都地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
再保釈の保証金額が前の保釈保証金額より多い場合に求められている保管金システムへの登録事項が登録されておらず(H17.3.31 刑事局第二課長、經理局監査課長事務連絡)，主任書記官は同事務連絡を把握していなかった。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回の査察において、押収物の品目の特定等に関し、保管物主任官と書記官室との連携が不十分である点について指摘したが、是正されていた。

(4) 京都家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
予納郵便切手の交換事務において、交換指定職員以外の者が交換事務を行っていた。その後交換指定職員が変更され是正されていることは確認できたが、厳に交換指定職員が交換事務を行うよう徹底されたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回の査察において、官報公告掲載業務の検査時期について指摘したが、是正されていた。

(5) 大阪家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
家事事件の録音反訳業務における給付の完了の検査事務において、第1順位の検査職員が不在の場合に備えて第2順位の検査職員が任命されているところ、第2順位の検査職員において、自己が検査職員であることの認識がなく、また、第1順位の検査職員においても、第2順位の検査職員が任命されていることの認識がなかったため、第1順位の検査職員の不在時等に実質的な検査が行われる態勢を構築されたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
適正に処理されていた。

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 大阪地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 竹口智之

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29.12.4	大阪地裁堺支部 堺簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
29.12.19	大阪地裁岸和田支部 岸和田簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
29.11.30	大阪簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
29.11.9	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	高橋亨	1人
29.11.16	豊中簡易裁判所	事務局次長	高橋亨	1人
29.10.13	吹田簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
29.11.22	茨木簡易裁判所	事務局次長	高橋亨	1人
29.12.11	東大阪簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
29.11.21	枚方簡易裁判所	事務局次長	高橋亨	1人
29.10.26	富田林簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
29.10.16	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人
29.12.13	佐野簡易裁判所	事務局次長	遠藤恭弘	1人

2 査察結果

- (1) 大阪地裁堺支部及び堺簡易裁判所
  - ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 全般的に適正に処理がされていた。
  - イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
 特になし
  - ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

(ア) 現金書留郵便の取扱いが、取扱要領の定めと違った扱いがされていた事項については、対象事例は無かったものの、庶務課庶務係から現金書留郵便を引き継ぐ時に、同係から毎回注意喚起をすることによって予防している。

(イ) 自動契印機は厳重な管理が求められるものであるので、今一度現状を確認し、現在使用していない物がある場合は本庁へ返納されたい。とされた事項については、その後、現状を確認した結果、1台使用されていない物があったことから本庁へ返納されていた。

(ウ) 平成27年度の査察で、メモリカードは処理要領上、少なくとも年1回点検することとなっているところ、点検したことが帳簿上明らかになっていないという査察結果について、28年度の査察で確認した結果、支部民事部は点検日が記載されていたが、簡裁民事部については依然、点検日が記載されていなかったので、点検を行った際には帳簿にその旨を記載することを励行されたい。とされた事項については、是正されていた。

エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 大阪地裁岸和田支部及び岸和田簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般に適正に事務が処理されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 大阪簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に処理されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(4) 大阪池田簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(5) 豊中簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適切な事務処理が行われている。  
必要な事務処理方法の確認や担当者自身による点検も丁寧になされている。  
また、庶務課長、担当書記官及び会計事務担当者の相互の牽制やチェック体制も構築されている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(6) 吹田簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正な事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 茨木簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適切な事務処理態勢のもと、概ね適正に事務処理が行われていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 東大阪簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧な事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 枚方簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正事務処理が実施されていた。

課長及び主任書記官が契約書等の内容を理解し、適正な事務処理を実施していた。

また、牽制を意識し、複数人で事務処理の確認を行ない、過誤防止を意識した事務処理を実施していた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

録音反訳業務について、現状は「録音反訳方式利用事件一覧表」をフラットファイルに綴り、担当者が毎日納期等を確認し検査確認時期等をチェックする事務処理を行っている。しかし、担当者等が意識して同ファイルを確認しなければ容易に現状を確認できない事務処理状況であるため、例えば、ホワイトボードに進行状況を掲載し、現在の事務処理状況の見える化を図るなどの複数人が容易に進行状況の確認ができる工夫をするよう指導を行った。

#### (10) 富田林簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適切な事務処理態勢のもと、概ね適正に事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

#### (11) 羽曳野簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に事務が処理されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

#### (12) 佐野簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に処理されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 大阪家庭裁判所  
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 太田幸枝

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29. 11. 7	大阪家裁堺支部	事務局次長	武 田 勇	2
29. 10. 11	大阪家裁岸和田支部	事務局次長	安 達 正 広	1

### 2 査察結果

#### (1) 大阪家裁堺支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理態勢及び指導監督態勢については、特に問題ない。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
録音反訳業務に関し、発注に当たっては、「発注書」を作成が事務連絡で定められており、発注書は、会計書類として保存しなければならないことが定められている。  
平成28年度分の当該書類を点検したところ、ファイル管理簿に当該ファイルの登載がなかったことから、ファイル管理簿に登載し会計文書として5年間文書保存するよう指示した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (2) 大阪家裁岸和田支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理態勢及び指導監督態勢については、特に問題ない。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 京都地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 梅村 哲也

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29.10.6	京都地裁舞鶴支部	経理課長	多田 達也	1人
29.10.12	京都地裁園部支部	出納課課長補佐	出山 洋子	1人
29.10.11	京都地裁宮津支部	経理課課長補佐	高倉 伸弥	1人
29.10.13	京都地裁福知山支部	出納課長	奥村 善則	1人
29.10.19	京都簡易裁判所	経理課長	多田 達也	1人
29.10.23	伏見簡易裁判所	出納課課長補佐	出山 洋子	1人
29.10.25	右京簡易裁判所	出納課課長補佐	出山 洋子	1人
29.10.18	向日町簡易裁判所	出納課長	奥村 善則	1人
29.10.16	木津簡易裁判所	経理課長	多田 達也	1人
29.10.20	宇治簡易裁判所	出納課長	奥村 善則	1人
29.10.17	亀岡簡易裁判所	経理課長	多田 達也	1人
29.10.10	京丹後簡易裁判所	経理課課長補佐	高倉 伸弥	1人

2 査察結果

(1) 京都地裁舞鶴支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
 前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
 特になし

(2) 京都地裁園部支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(3) 京都地裁宮津支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(4) 京都地裁福知山支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

(5) 京都簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
司法委員登庁簿について、司法委員の認印が押印されていないのに、書記官の確認印が押印されている欄があったので、業務フローの確認を指示した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし。
- エ その他必要と認める事項特になし

(6) 伏見簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 右京簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
指示したとおり是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 向日町簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 木津簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
指示したとおりに是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(10) 宇治簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(11) 亀岡簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い指示したとおりに是正されていた。
- エ その他必要と認める事項特になし

(12) 京丹後簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名)	神戸地方裁判所
(査察事務担当者)	事務局長 新見 雅信

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
29.12.20	神戸簡易裁判所	事務局次長	宇野勝浩	3人
29.12.14	神戸地裁伊丹支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.10.10	神戸地裁尼崎支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.10.30	神戸地裁明石支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.11.29	神戸地裁柏原支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.11.21	神戸地裁姫路支部	事務局次長	宇野勝浩	4人
29.11.16	神戸地裁社支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.10.17	神戸地裁龍野支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.10.26	神戸地裁豊岡支部	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.12.12	神戸地裁洲本支部	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.10.23	西宮簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.11.7	篠山簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人
29.12.1	加古川簡易裁判所	事務局次長	宇野勝浩	1人
29.10.25	浜坂簡易裁判所	事務局次長	吉田隆樹	1人

2 査察結果

(1) 神戸簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

司法委員の日当の支給につき、平成28年10月分において、1名の司法委員が同一日に別の2件の事件の執務を行い、それら2件について日当の按分を行って支給した事案について、それら2件の執務時間が合計で1時間を超えていたところ、1時間以内の支給区分に基づく日当を按分して支給していたが、今年度については、司法委員の請求書を1枚とし、請求書と登庁簿を2名でダブルチェックを行うよう改善がなされており、誤りは見受けられなかった。

エ その他必要と認める事項

- 特になし
- (2) 神戸地裁伊丹支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項
- 特になし
- (3) 神戸地裁尼崎支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理がなされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項
- 特になし
- (4) 神戸地裁明石支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項
- 特になし
- (5) 神戸地裁柏原支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項
- 特になし
- (6) 神戸地裁姫路支部
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項

特になし

(7) 神戸地裁社支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(8) 神戸地裁龍野支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(9) 神戸地裁豊岡支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(10) 神戸地裁洲本支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 西宮簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(12) 篠山簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(13) 加古川簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われている。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

(14) 浜坂簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 奈良地方家庭 裁判所  
 (査察事務担当者) 奈良地方裁判所事務局長 荒谷 智一  
 奈良家庭裁判所事務局長 藤原 扇一

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者員数
		官 職	氏 名	
平成29年12月12日	奈良地家裁葛城支部 葛城簡易裁判所	地裁事務局長	荒谷 智一	3
平成29年12月18日	奈良地家裁五條支部 五條簡易裁判所	家裁事務局長	藤原 扇一	2
平成29年12月18日	奈良簡易裁判所	家裁事務局次長	関本 利一	0
平成29年11月27日	宇陀簡易裁判所	地裁事務局次長	藤本 昌彦	1
平成29年11月30日	吉野簡易裁判所 奈良家裁吉野出張所	家裁事務局次長	関本 利一	1

2 査察結果

(1) 奈良地家裁葛城支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 該当事項なし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
 該当事項なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
 是正を確認した。

エ その他必要と認める事項  
 該当事項なし

(2) 奈良地家裁五條支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
該当事項なし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
該当事項なし

(3) 奈良簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
該当事項なし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
該当事項なし

(4) 宇陀簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
該当事項なし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
該当事項なし

(5) 吉野簡易裁判所・奈良家裁吉野出張所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
該当事項なし

イ 是正又は改善を要する事務について、その様相、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回、国庫立替に当たり、国庫立替請求及び負担額通知簿に記載していないもの1件の指摘があったが、今年度はそもそも国庫立替がなく、事務処理の実績がないものの、るべき業務フローの定着自体は確認できた。

エ その他必要と認める事項  
該当事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大津地方裁判所  
 (査察事務担当者) 大津地方裁判所事務局長 西川浩二  
 (査察事務担当者) 大津家庭裁判所事務局長 大垣直人

1 実施時期等

実施時期	被監査庁	査察事務担当者等		補助者員数
		官職	氏名	
H29.11.8	大津地裁彦根支部 大津家裁彦根支部 彦根簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	4人
H29.10.17	大津地裁長浜支部 大津家裁長浜支部 長浜簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	3人
H29.12.12	大津簡易裁判所	会計課長	佐藤広希	2人
H29.10.10	大津家裁高島出張所 高島簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	0人
H29.11.15	甲賀簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	0人
H29.12.4	東近江簡易裁判所	事務局次長	川瀬久雄	0人

2 査察結果

- (1) 大津地裁彦根支部、大津家裁彦根支部、彦根簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な処理が行われていた。
  - イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
  - ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度の事務査察において、MINTAS料金後納郵便の検査について、第1順位の検査職員が休暇等により不在の場合において、第2順位の検査職員以外の者が検査を行っていたが是正されていた。
  - エ その他必要と認める事項  
特になし
- (2) 大津地裁長浜支部、大津家裁長浜支部、長浜簡易裁判所
- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全体的に適正な処理が行われていた
  - イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
  - ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度においては、調停委員登庁簿における終業時刻と調停委員出勤簿における終業時刻とが合致していないものがあったが、今年度においては担当書記官、主任書記官、庶務課長によるダブルチェック及び勤務時間管理員によるセルフチェックの四重のチェック態勢が適切に機能しており是正されていた。
  - エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 大津簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な処理が行われていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(4) 大津家裁高島出張所、高島簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(5) 甲賀簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(6) 東近江簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 大阪高等裁判所  
(査察事務担当者) 事務局次長 山田正人

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H30. 10. 17	神戸家庭裁判所	会計課専門官	井筒 真理	1
H30. 11. 6	神戸地方裁判所	会計課課長補佐	加藤 章子	1
H30. 11. 19	大津地方・家庭裁判所	会計課課長補佐	木村 祐司	1
H30. 12. 7	大阪地方裁判所	会計課企画官	光田 和秀	1

2 査察結果

(1) 神戸家庭裁判所

ア 総評

概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

別紙 1 のとおり

(2) 神戸地方裁判所

総評

概ね適正に事務がなされている。

(3) 大津地方・家庭裁判所

ア 総評

概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

別紙 2 のとおり

(4) 大阪地方裁判所

ア 総評

概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

別紙 3 のとおり

(別紙1)

## 査察結果表

査察庁		大阪高等裁判所		被査察庁		神戸家庭裁判所		記載不要		①査察庁が記載		②被査察庁が記載		③査察庁が記載		別途指示		
検出No.	査察実施日	会計事務名	関係法令等	検出事項		不備の観点	査察結果	是正措置			フォローアップ			引継状況				
				発生原因	対応策			対応期日	是正結果	残余課題								
1	30.10.17	検査		録音反証業務において、検査職員の休暇日に、裁判部からの校正要否の確認結果を受領し、同日に受注者に対し検査に合格した旨の完成通知を行っており、実質的な検査の実施に疑義のあるもの	<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項	完成通知遅延を懸念して速やかに送信しようとしたあまり、補助者に検査を行わせ、かつ、検査職員が最終確認をする前に完成通知を行ったため	検査職員に対して、再度検査の意義や職責を説明し、理解させた。その上で、検査職員不在時に対応するため、第2順位の検査職員を指名した。	30.11.1	■完了								
2					<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				□完了								
3					<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				□完了								
4					<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				□完了								
5					<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				□完了								

※  査察庁が記載  
 被査察庁が記載  
 ※ 別紙引用はしないこと

(別紙2)

## 検査結果表

検査官		大阪高等裁判所		検査実施日		会計事務名		関係法令等		検査官が記載		記載不要		①検査官が記載		記載不要		②被検査官が記載		記載不要		③検査官が記載		記載不要		別途指示	
検出No.	検査実施日	会計事務名	関係法令等	検出事項		不備の観点	検査結果	是正措置		対応策		対応期日	フォローアップ		残余課題		引継状況		記載不要		記載不要		記載不要				
								発生原因	対応策	是正結果	残余課題																
1	30.11.19	押収物の取扱い		国庫帰属通知書が裁判部から会計課に送付されたが(平成29年1月),会計課において同通知書が見当たらず,その後の処理がなされないまま■で保管されていたものが1件あった。		<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項	関係職員から事情聴取を行うなどの方法により事実関係を確認した結果,担当係長の事務懈怠,管理職の指導及び事務管理の不足が主たる原因であった。また,事務の引継ぎが十分に行われていなかつたことも一因として挙げられる。	個人の事務懈怠から発生したものであるが,会計課内部におけるコミュニケーションも不足しており,係長が上司に相談しにくい雰囲気を感じさせたことが事務管理不足に繋がり,さらには効果的な指導ができなかつた要因となっていた。今後は,管理職が適時適切な指導と事務管理を行うことに加えて,毎年1月に事件部から前年度の事件関係送付簿の写しを受領して,送付された押収物が適切に処理されているか追跡調査を実施するとともに,7月には会計課の管理職が立ち会つて■の終点検を実施し,奉制態勢を強化することとした。	3月26日	■完了																
2	30.11.19	押収物の取扱い		国庫帰属通知により平成28年5月に物品管理官の廃棄処分指示を受けたが廃棄処分の処理がなされないまま■で保管されていたものが1件,平成29年8月及び10月に国庫帰属通知を受けたがその後の処分事務がなされないまま■で保管されていたものが2件あった。		<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項	再審事件にかかる押収物の総量が多く,棚の中に収容できないものがあつた。そのため,規則性のある配置が困難であると認識し,改善策の検討を怠つていた。	■の棚に保管対象物を大きく表示するとともに一部の押収物には内容物の明示を行うなど改善を図つた。	1月7日	■完了																
3	30.11.19	押収物の取扱い		■において,押収物の配置に規則性がない,押収物袋等の外観上で番号確認ができないものもあり,押収物全体の管理状況として不適切であった。		<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項	関係者から事情聴取するなど調査を進めたところ,事務担当者の係長が事務処理方法がわからないとして放置していたことが主な原因であったが,係員も担当外であるといえ処理に関する事務連絡が発出されたことは認識しており,郵券等が引き継がれた後に全く事務処理がなされていない状況に気付けば,担当係長をフォローすることは可能と考えられ,防げた可能性があった。	会計課管理職においては,事務に必要な情報の収集に努め,得た情報は可能な範囲で早期に部下職員に伝えられた上,処理についての具体的な指示を行うようにした。また,課内ミーティングや決裁過程での確認により業務内容と部下職員の状況把握に努めている。特に,知識と経験を備えた中堅事務官が少なく初任者層に対する指導が十分とは言えない状況にあることから,初任者層には管理職と係長が案件の着手前に具体的な方向性とスケジュールを指導し,決裁において進捗状況や理解度の確認を行つてある。また,案件によっては,担当者に管理職も加わって,課全体で円滑な事務処理ができるよう努めている。また,引継ぎが不十分であったことについては,担当係長の引継書に記載するとともに,会計課の年間スケジュールに組み込んで引継ぎの状況を管理していくこととした。	3月26日	■完了																
4	30.11.19	郵券管理		保管期間満了に伴つて松延管理官から物品管理官に引き継がれた郵便切手が,供用できる状況にないまま,年度ごとに封筒に入れた状態で■で保管されていた。		<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項	また,管理職も事務連絡は承知していたにもかかわらず,事務連絡発出後の担当係長への指導及び事務管理を適切に行っていなかつたことも大きな要因であり,さらには,担当係長交替時の事務引継ぎも適切に行われていなかつたことも一因である。																			

\* ■ 検査官が記載  
■ 被検査官が記載  
※ 別紙引用はしないこと

(別紙3)

## 査察結果表

査察庁		大阪高等裁判所																
被査察庁		大阪地方裁判所																
検出No.	査察実施日	会計事務名	関係法令等	検出事項	不備の観点	査察結果	記載不要			②被査察庁が記載			③査察庁が記載		別途指示			
1	30.12.7	保管金		払渡決議書を証拠書類として保管すべきところ、証拠書類に編綴されていなかった。	<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				是正措置			フォローアップ		引継状況			
										発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題				
										今回の事案は、払渡の証拠書類への編綴等の際に、出納第一課の担当者、担当係長、出納官吏(管理職員)が各証拠書類に払渡決議書の有無を十分に確認してなかつたことが原因である。	今後は、証拠書類は会計事務の結果を国民に説明するための重要な書類であるということを管理職員を含め担当者等全員が再認識し、決議書以外の書類も含め編綴漏れ等が生じないよう、編綴作業及びその確認作業を行うことを査察後の課内ミーティングにより課内に周知、認識を共有した。なお、具体的には、保管金を取扱う担当係の係員、係長、管理職員が証拠書類としての編てつ時に、それぞれにおいて、請求に対する決議書及び同請求書の根拠となる書類が確實に編てつされているかを確認することとした。 また、月例検査を担当している経理課と検査時に同様の確認を徹底することとした。	30.12.19	■完了					
2	30.12.7	保管金		保管金システムにおいて、使用されないまま長期間にわたり残存している納付指示データがあった。	<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				平成28年度の会計事務査察時にも同様の指摘を受けたものである。 その際は、保管金システムにおいて、当庁破産部の使用されない納付指示データが残った状態であることが指摘されたものであったため、出納第一課と同部と検討した結果、同部においては、定期的に未納付一覧を確認し、不要なデータを削除すること、確定記録査閲時に主任書記官が未使用的納付指示データがないか確認することを今後の防止策として励行し、出納第一課では、保管金全件照合時や監査・査察前の受検準備として同部に未納付データを送付し、不要なデータがないか確認する取扱いを決めたが、当該防止策は、同部との間で検討、対応を行つたのみで、同部以外の部署には特に対応策を周知することがなかつたため、今回、破産部以外の民事部、刑事部において、使用されない納付指示データが残つた状態となってしまったものである。	不要データを残さないためには、平成28年度の会計事務査察時に出納第一課と破産部において検討した防止策が有効であると考えている。 そこで、全部署に対して、不要な納付指示データが判明した際は速やかにデータを削除すること、定期的(少なくとも月1回程度)に未納付一覧を確認し、不要なデータを削除すること、また、確定記録査閲時には、主任書記官が未使用的納付指示データがないか確認することにより、今後、不要データを残さない防止策として作業を励行することを周知する。 出納第一課では、保管金全件照合時や監査・査察前の受検準備としては、保管金残額を有する内容と事件記録の内容の照合を依頼していたものであったが、今後は、これに加え未納付データも送付する扱いとし、不要なデータが存在しないかを確認する取扱いとする。	31.2.15	■完了					

\*  査察庁が記載  
 \*  被査察庁が記載  
 \* 別紙引用はしないこと

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大阪地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 竹口智之

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
30.11.13	大阪地裁堺支部 堺簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
31.1.9	大阪地裁岸和田支部 岸和田簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
30.12.3	大阪簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
30.12.13	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	高橋亨	1人
30.11.15	豊中簡易裁判所	事務局次長	高橋亨	1人
30.10.29	吹田簡易裁判所	事務局次長	藤原治	1人
30.10.18	茨木簡易裁判所	事務局次長	高橋亨	1人
30.11.16	東大阪簡易裁判所	事務局次長	藤原治	1人
30.10.26	枚方簡易裁判所	事務局次長	高橋亨	1人
30.11.5	富田林簡易裁判所	事務局次長	藤原治	1人
30.10.4	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	藤原治	1人
30.12.6	佐野簡易裁判所	事務局次長	藤原治	1人

2 査察結果

(1) 大阪地裁堺支部及び堺簡易裁判所

ア 総評

イの記載事項以外は適正に処理されていた。

イ 指摘事項

別紙査察結果表のとおり

(2) 大阪地裁岸和田支部及び岸和田簡易裁判所

ア 総評

全般的に適正に事務が処理されていた。

イ 指摘事項

特になし

(3) 大阪簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指摘事項

特になし

(4) 大阪池田簡易裁判所

ア 総評

概ね適切に処理されていた。

イ 指摘事項

特になし

(5) 豊中簡易裁判所

ア 総評

担当事務官2名が連携し、庶務課長がチェックを行う事務処理が行われており、適正に処理されていた。

イ 指摘事項

特になし

(6) 吹田簡易裁判所

ア 総評

複数人によるチェック体制が確立できており、適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(7) 茨木簡易裁判所

ア 総評

牽制体制が確立できており、適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(8) 東大阪簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指摘事項

特になし

(9) 枚方簡易裁判所

ア 総評

適正に事務処理がされていた。

昨年度、録音反訳業務について、検査遅延の防止を図る方策としてホワイトボードに進行状況を掲載し複数人が容易に確認できるような体制づくりをするよう提案していたところ、件数も少ないとことから、カレンダーに完成通知期限を記載する方法により複数人による確認を実施していた。

イ 指摘事項

特になし

(10) 富田林簡易裁判所

ア 総評

適切な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(11) 羽曳野簡易裁判所

ア 総評

適正に事務処理がされていた。

イ 指摘事項

特になし

(12) 佐野簡易裁判所

ア 総評

小規模庁ということもあり、各々の事務処理について庁全体で共有されフオロー態勢が構築されており、庶務課長、書記官及び事務官が事務遂行に対して同一の方向性を持って、適正に処理されていた。

イ 指摘事項

特になし

(別紙)

## 査察結果表

査察庁		大阪地方裁判所											
被査察庁		大阪地方裁判所堺支部											
				記載不要		記載不要				記載不要		記載不要	
検出 No.	査察 実施日	会計 事務名	関係 法令等	検出事項		不備の観点	査察結果	是正措置				フォローアップ	
						発生原因		対応策		対応期日	是正結果	残余課題	
1	2018/11/13	契約事務	平成30年4月2日付け最高裁用度課長事務連絡「録音反訳業務の請負契約に関する監督及び検査について」	民事部において、第二順位の検査職員が検査を行っていたが、検査調書に事務連絡記3の(6)の別紙6の様式に基づくただし書きの記載を行っていないかった。		<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項	経理局用度課長平成30年4月2日付け事務連絡別紙6の様式による付記文言の必要性について認識がなかった(同付記の必要性について從前から認識がなかったため、同月転入した担当者への引継ぎもなかった。又、新たな担当者らにおいて同書簡の確認が出来ていなかった)。				H30.11.13 ■完了	
2						<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項					□完了	
3						<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項					□完了	
4						<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項					□完了	
5						<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項					□完了	

\*  査察庁が記載  
 被査察庁が記載  
 \* 別紙引用はしないこと

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 京都地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 梅村 哲也

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
30.10.5	京都地裁舞鶴支部	経理課課長補佐	本多輝芳	1人
30.10.9	京丹後簡易裁判所	出納課長	奥村善則	1人
30.10.10	京都地裁宮津支部	出納課長	奥村善則	1人
30.10.11	京都地裁園部支部	出納課課長補佐	池田康子	1人
30.10.12	京都地裁福知山支部	出納課課長補佐	池田康子	1人
30.10.15	木津簡易裁判所	経理課課長補佐	本多輝芳	1人
30.10.16	宇治簡易裁判所	経理課長	多田達也	1人
30.10.17	右京簡易裁判所	出納課長	奥村善則	1人
30.10.19	伏見簡易裁判所	経理課長	多田達也	1人
30.10.23	亀岡簡易裁判所	出納課課長補佐	池田康子	1人
30.10.24	向日町簡易裁判所	経理課長	多田達也	1人
30.10.25	京都簡易裁判所	経理課長	多田達也	1人

2 査察結果

(1) 京都地裁舞鶴支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指摘事項

特になし。

(2) 京都地裁園部支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指摘事項  
特になし。

(3) 京都地裁宮津支部

ア 総評  
適正に処理されていた。

イ 指摘事項  
特になし。

(4) 京都地裁福知山支部

ア 総評  
適正に処理されていた。

イ 指摘事項  
特になし。

(5) 京都簡易裁判所

ア 総評  
適正に処理されていた。

イ 指摘事項  
特になし。

(6) 伏見簡易裁判所

ア 総評  
適正に処理されていた。

イ 指摘事項  
特になし。

(7) 右京簡易裁判所

ア 総評  
適正に処理されていた。

イ 指摘事項  
特になし。

(8) 向日町簡易裁判所

ア 総評  
適正に処理されていた。

イ 指摘事項  
特になし。

(9) 木津簡易裁判所

ア 総評

指示事項を除き、概ね適正に処理されていた。

イ 指摘事項

別紙査察結果表のとおり

(10) 宇治簡易裁判所

ア 総評

指示事項を除き、概ね適正に処理されていた。

イ 指摘事項

別紙査察結果表のとおり

(11) 亀岡簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指摘事項

特になし。

(12) 京丹後簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指摘事項

特になし。

(別紙)

## 査察結果表

監査庁		京都地方裁判所												
被監査庁		木津簡易裁判所												
検出 No.	監査 実施日	会計 事務名	関係 法令等	検出事項	不備の観点	監査結果	是正措置			フォローアップ			引継状況	
							発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題			
1	10月15日	返還不能の予納 郵便切手の管理 事務について	予納郵便切手の 取扱いに関する規 程の運用につい て	郵便切手保存簿について司法年度ごとに作成さ れておらず、また、郵券管理袋によって管理して おり、通達に定められ管理方法によっていなかつ た。	<input checked="" type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項	通達等を確認することなく、安易に従 前の例を踏襲して記載してしまった。	従前の取扱いを安易に踏襲すること なく、常に通達等を確認する。また、 基本的な事務処理の重要性を意識し ながら処理する意識を各職員に持た せるように努めたい。また、これまで 郵券管理袋に記載し管理していた分 については、新規に作成する帳簿へ の移記等も含め、本庁と連携しながら 適切に対応する。	10月24日	<input checked="" type="checkbox"/> 完了				
2					<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				<input type="checkbox"/> 完了				
3					<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				<input type="checkbox"/> 完了				
4					<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				<input type="checkbox"/> 完了				
5					<input type="checkbox"/> 正確性・ 合規性 <input type="checkbox"/> 経済性・ 効率性 <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				<input type="checkbox"/> 完了				

\*  監査庁が記載  
 被監査庁が記載  
\* 別紙引用はしないこと

(別紙)

## 査察結果表

査察官		京都地方裁判所														
被査察官		宇治簡易裁判所														
検出No.	査察実施日	金計 事項名	関係 法令等	検出事項	不備の観点	査察結果	記載不要				②被査察官が記載				別途指示	
①査察官が記載		記載不要		③査察官が記載		別途指示										
1	10月16日	返還不能の予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について	予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について	郵便切手保存簿について司法年度ごとに作成されていない。	<input checked="" type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性・ <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性・ <input type="checkbox"/> 有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項	■指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項	通達等を確認することなく、安易に従前の例を踏襲して記載してしまった。	従前の取扱いを安易に踏襲することなく、常に通達等を確認する。また、基本的な事務処理の重要性を意識しながら処理する意識を各職員に持たせるように努めたい。	10月17日	<input checked="" type="checkbox"/> 完了					
2					<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性・ <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性・ <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				<input type="checkbox"/> 完了						
3					<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性・ <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性・ <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				<input type="checkbox"/> 完了						
4					<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性・ <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性・ <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				<input type="checkbox"/> 完了						
5					<input type="checkbox"/> 正確性・ <input type="checkbox"/> 合規性・ <input type="checkbox"/> 経済性・ <input type="checkbox"/> 効率性・ <input type="checkbox"/> 有効性	<input type="checkbox"/> 指示事項 <input type="checkbox"/> 注意事項 <input type="checkbox"/> 検討事項				<input type="checkbox"/> 完了						

\*  査察官が記載  
 被査察官が記載  
 \* 別紙引用はしないこと

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 神戸地方裁判所  
 (査察事務担当者) 事務局長 小林幹典

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者員数
		官 職	氏 名	
30.10.5	神戸地裁伊丹支部	事務局次長	藤井 誠	1人
30.10.17	神戸地裁尼崎支部	事務局次長	藤井 誠	1人
30.12.10	神戸地裁明石支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
30.10.31	神戸地裁柏原支部	事務局次長	藤井 誠	1人
30.12.5	神戸地裁姫路支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
30.11.16	神戸地裁社支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
30.12.13	神戸地裁龍野支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
30.11.29	神戸地裁豊岡支部	事務局次長	藤井 誠	1人
30.11.12	神戸地裁洲本支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
30.10.29	西宮簡易裁判所	事務局次長	藤井 誠	1人
30.10.23	篠山簡易裁判所	事務局次長	藤井 誠	1人
30.9.28	加古川簡易裁判所	事務局次長	梶 嘉恵	1人
30.11.28	浜坂簡易裁判所	事務局次長	藤井 誠	1人
30.12.17	神戸簡易裁判所	事務局次長	梶 嘉恵	3人

2 査察結果

(1) 神戸地裁伊丹支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項

なし

(2) 神戸地裁尼崎支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項

なし

(3) 神戸地裁明石支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項

なし

(4) 神戸地裁柏原支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項

なし

(5) 神戸地裁姫路支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項

なし

(6) 神戸地裁社支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項

なし

(7) 神戸地裁龍野支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項

なし

(8) 神戸地裁豊岡支部

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(9) 神戸地裁洲本支部

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(10) 西宮簡易裁判所

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(11) 篠山簡易裁判所

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(12) 加古川簡易裁判所

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(13) 浜坂簡易裁判所

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(14) 神戸簡易裁判所

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 奈良地方・家庭裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名)

奈良地方裁判所事務局長 荒谷智一

奈良家庭裁判所事務局長 林誠治郎

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H30. 11. 13	奈良地家裁葛城支部	会計課課長補佐	平井 崇文	0
H30. 10. 16	奈良地家裁五條支部	会計課長	高見 信弘	0
H30. 12. 7	奈良簡易裁判所	家裁事務局次長	関本 利一	1
H30. 10. 26	宇陀簡易裁判所	家裁事務局次長	関本 利一	1
H30. 11. 28	吉野簡易裁判所 家裁吉野出張所	地裁事務局次長	八木 章司	1

2 査察結果

(1) 奈良地家裁葛城支部

ア 総評

官報公告料の検査時期に関する気づきについて、これを月例検査で会計係長に伝えていたところ、裁判部の検査職員に対するヒアリングにおいて、これを踏まえた適切な説明がされており、適正事務確保に向けた裁判部門と会計部門との連携がみられた。

イ 指摘事項

該当事項なし

(2) 奈良地家裁五條支部

ア 総評

主に会計部門と裁判部門との連携が図られているかを確認するため、保管金事務等の事務処理状況について、会計事務担当者及び担当書記官等にヒアリングを実施したところ、連携は密にとられ適正に処理されていることを確認した。

イ 指摘事項

該当事項なし

(3) 奈良簡易裁判所

ア 総評

官報公告掲載料支払にかかる検査職員及び調停委員勤務時間管理員等に、事務の全体の流れ、事務の根拠等についてヒアリングを実施したところ、日々の事務処理についてけん制態勢が保たれ、適正に処理がなされていた。

特に調停委員勤務時間管理員に対するヒアリングの結果、庶務課長の指導のもと、

根拠を押さえた事務を心掛け、適正かつ迅速な事務処理が実行されていることを確認した。

- イ 指摘事項  
該当事項なし

(4) 宇陀簡易裁判所

- ア 総評

日々の事務処理の状況、事務処理態勢及び情報共有及びスケジュール管理等について、全員にヒアリングを実施したところ、けん制態勢のもと、各自が意識して、イに記載した以外の事項について適正な事務処理がされていた。

- イ 指摘事項  
該当事項なし

(5) 吉野簡易裁判所・奈良家庭裁判所吉野出張所

- ア 総評

日々の事務処理の状況及び事務処理態勢等について、全員にヒアリングを実施したところ、常に情報共有され、相談できる態勢を整えており、適正に処理がされていた。

- イ 指摘事項  
該当事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 大津地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 大津地方裁判所事務局長 西川浩二  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 大津家庭裁判所事務局長 木原義則

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
30. 11. 16	大津地裁彦根支部 大津家裁彦根支部 彦根簡易裁判所	会計課課長補佐	宮本誠一	4人
30. 10. 26	大津地裁長浜支部 大津家裁長浜支部 長浜簡易裁判所	会計課課長補佐	宮本誠一	2人
30. 12. 3	大津簡易裁判所	会計課長	半野勇樹	2人
30. 10. 5	大津家裁高島出張所 高島簡易裁判所	家裁事務局次長	望月玲子	なし
30. 10. 15	甲賀簡易裁判所	地裁事務局次長	川瀬久雄	なし
30. 11. 7	東近江簡易裁判所	地裁事務局次長	川瀬久雄	なし

2 査察結果

(1) 大津地裁彦根支部、大津家裁彦根支部、彦根簡易裁判所

ア 総評

全体的に適正な処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし。

(2) 大津地裁長浜支部、大津家裁長浜支部、長浜簡易裁判所

ア 総評

全体的に適正な処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし。

(3) 大津簡易裁判所

ア 総評

全体的に適正な処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし。

(4) 大津家裁高島出張所、高島簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

(5) 甲賀簡易裁判所

ア 総評

概ね適正に処理されている。

イ 指摘事項

特になし。

(6) 東近江簡易裁判所

ア 総評

概ね適正に処理されている。

イ 指摘事項

特になし。

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)	和歌山地方裁判所
(査察事務担当者)	和歌山地方裁判所事務局長 栗山和昭
(庁名)	和歌山家庭裁判所
(査察事務担当者)	和歌山家庭裁判所事務局長 小野理恵子

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
30.9.11	湯浅簡易裁判所	会計課課長補佐	藤江隆雄	0
30.10.4	和歌山地裁御坊支部	会計課課長補佐	藤江隆雄	1
30.10.5	和歌山地裁田辺支部	会計課長	千葉 功	1
30.10.11	妙寺簡易裁判所	会計課長	千葉 功	0
30.10.11	橋本簡易裁判所	会計課長	千葉 功	0
30.10.23	串本簡易裁判所	会計課課長補佐	藤江隆雄	0
30.10.24	和歌山地裁新宮支部	会計課課長補佐	藤江隆雄	1

2 査察結果

(1) 湯浅簡裁

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指摘事項

特記事項なし

(2) 和歌山地裁御坊支部

和歌山家裁御坊支部

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指摘事項

特記事項なし

(3) 和歌山地裁田辺支部

和歌山家裁田辺支部

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指摘事項

特記事項なし

(4) 妙寺簡裁

ア 総評

- 適正に処理されている。
- イ 指摘事項  
特記事項なし
- (5) 橋本簡裁
- ア 総評  
適正に処理されている。
- イ 指摘事項  
特記事項なし
- (6) 串本簡裁
- ア 総評  
適正に処理されている。
- イ 指摘事項  
特記事項なし
- (7) 和歌山地裁新宮支部  
和歌山家裁新宮支部
- ア 総評  
適正に処理されている。
- イ 指摘事項  
特記事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(序名) 大阪家庭裁判所  
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 太田 幸枝

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
30.10.25	大阪家裁堺支部	事務局次長	武 田 勇	1
30.12.12	大阪家裁岸和田支部	事務局次長	安 達 正 広	1

2 査察結果

(1) 大阪家裁堺支部

ア 総評

全般にわたり、適正に処理されている。

イ 指摘事項

特になし

(2) 大阪家裁岸和田支部

ア 総評

全般にわたり、適正に処理されている。

イ 指摘事項

特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 京都家庭裁判所  
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 藤井 徹

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H30. 10. 5	京都家裁舞鶴支部	会計課長	北田 宗人	1
H30. 10. 10	京都家裁宮津支部	会計課課長補佐	阿部 耕至	0
H30. 10. 11	京都家裁園部支部	会計課課長補佐	阿部 耕至	0
H30. 10. 12	京都家裁福知山支部	会計課長	北田 宗人	0

### 2 査察結果

#### (1) 京都家裁舞鶴支部

##### ア 総評

概ね適正な会計事務が行われている。

##### イ 指摘事項

なし

#### (2) 京都家裁宮津支部

##### ア 総評

概ね適正な会計事務が行われている。

##### イ 指摘事項

なし

#### (3) 京都家裁園部支部

##### ア 総評

概ね適正な会計事務が行われている。

##### イ 指摘事項

なし

#### (4) 京都家裁福知山支部

##### ア 総評

概ね適正な会計事務が行われている。

##### イ 指摘事項

なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(序名) 神戸家庭裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 秋田正之

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
30.9.27	神戸家裁浜坂出張所	事務局長	秋田正之	1人
30.9.28	神戸家裁豊岡支部	事務局長	秋田正之	1人
30.10.9	神戸家裁洲本支部	事務局次長	三好敏夫	1人
30.10.18	神戸家裁伊丹支部	事務局次長	三好敏夫	1人
30.10.26	神戸家裁明石支部	事務局長	秋田正之	1人
30.11.7	神戸家裁姫路支部	事務局長	秋田正之	1人
30.11.9	神戸家裁龍野支部	事務局長	秋田正之	1人
30.11.28	神戸家裁柏原支部	事務局次長	三好敏夫	1人
30.12.13	神戸家裁社支部	事務局長	秋田正之	1人
30.12.18	神戸家裁尼崎支部	事務局次長	三好敏夫	1人

2 査察結果

(1) 神戸家裁浜坂出張所

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

(2) 神戸家裁豊岡支部

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

(3) 神戸家裁洲本支部

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

(4) 神戸家裁伊丹支部

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

(5) 神戸家裁明石支部

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

(6) 神戸家裁姫路支部

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

(7) 神戸家裁龍野支部

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

(8) 神戸家裁柏原支部

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

(9) 神戸家裁社支部

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

(10) 神戸家裁尼崎支部

ア 総評

適正に事務がされている。

イ 指摘事項

特になし

## 会計事務査察結果報告書

(庁名)大阪高等裁判所

## 1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
1. 10. 15	京都家庭裁判所	会計課専門官	竹本昌記	1人
1. 10. 28	奈良地方・家庭裁判所	会計課企画官	松田昌允	1人
1. 12. 5	京都地方裁判所	会計課課長補佐	加藤章子	1人
1. 12. 11	和歌山地方・家庭裁判所	会計課課長補佐	本多輝芳	1人
1. 12. 23	大阪家庭裁判所	会計課専門官	竹本昌記	1人

## 2 査察結果

## (1) 京都家庭裁判所

## ア 総評

概ね適正に事務がなされている。

## イ 指摘事項

特になし

## (2) 奈良地方・家庭裁判所

## ア 総評

イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。

## イ 指摘事項

別紙1のとおり

## (3) 京都地方裁判所

## ア 総評

概ね適正に事務がなされている。

## イ 指摘事項

特になし

## (4) 和歌山地方・家庭裁判所

ア 総評

概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

特になし

(5) 大阪家庭裁判所

ア 総評

イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

別紙2のとおり

(別紙1)

## 監査(査察)結果表

監査(査察)庁	大阪高等裁判所
被監査(査察)庁	奈良地方・家庭裁判所

①監査(査察)庁が記載

②被監査(査察)庁が記載

③監査(査察)庁が記載

検出No.	監査(査察)実施日	会計事務名	関係法令等	検出事項	指摘の分類	不備の観点	監査(査察)結果	是正措置			フォローアップ	
								発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題
1	1. 10. 28	契約		検査職員が休暇を取得中であったにも関わらず、利用事件一覧表の完成通知日に検査職員確認印が押印されていた。	□監査 ■査察	■正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	完成通知日の前日に検査が行われ、庶務担当者に対する完成通知の送付を指示したが、勤務時間終了後であり、翌日に完成通知が送付された。また、完成通知日は、検査職員が休暇を取得したため、確認印の押印は、完成通知日の翌日以降となつた。その結果、一見すると検査職員が休暇を取得した日に検査及び確認がなされた体裁となつた。	本件検査職員に対し、検査職員に求められる業務及び責任を具体的に認識させた。また、検査後速やかに完成通知を行い、検査職員確認印の押印まで同日となるよう事務を改善するとともに、検査職員が不在となる場合に備えて第2順位者を指定することとした。さらに、異動期には会計課から、現検査職員に対して、検査職員に求められる業務及び責任を、後任へ適切に引継ぐことを依頼し、後任の検査監督職員に対しては、その責務等について説明を行うこととした。	R1.10	■完了	
2	1. 10. 28	押収物等		████████が、用度係で管理する金庫に手提金庫などで区別されずそのまま収納されており、████以外の職員が████を使用できる状況となっていた。	□監査 ■査察	■正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	保管物亡失等に対する危機意識が希薄であった。	████████を保管する手提金庫を購入することとし、日中は、████████を████████する。帰庁時には、████████が████████を保管する。	R2.1	■完了	
3					□監査 □査察	□正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
4					□監査 □査察	□正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
5					□監査 □査察	□正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		

\* ██████████ 監査(査察)庁が記載  
 ██████████ 被監査(査察)庁が記載  
 \* 別紙引用はしないこと

(別紙2)

## 監査(査察)結果表

監査(査察)庁	大阪高等裁判所
被監査(査察)庁	大阪家庭裁判所

①監査(査察)庁が記載

②被監査(査察)庁が記載

③監査(査察)庁が記載

検出 No.	監査(査察) 実施日	全計 事務名	関係 法令等	検出事項	指摘の分類	不備の観点	監査(査察)結果	是正措置			フォローアップ	
								発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題
1	1. 12. 23	予納郵便切手交換	H28. 3. 28付け 総三第74号「予 納郵便切手の交 換に関する事務 の取扱いについ て」	予納郵便切手の交換に関し、交換指定職員における交換が適切に行われているかどうかについて検査を行う職員の指定が、記録上明らかとなっていなかったもの。	□監査 ■査察	■正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	交換指定職員に関しては、他の業務の検査・監督における補助者と同様に、庁単位で任命していたが、検査を行う職員を指定していなかったもの(実質的には然るべき検査を行なえる立場にある職員が検査を行っていた。)。	予納郵便切手の交換指定職員及び検査職員については、補助者任命とは切り離し、各庁毎に、指定職員と検査職員を一括して任命することとする。	令和2年 2月6日	■完了	
2					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
3					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
4					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
5					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		

\*  監査(査察)庁が記載  
 被監査(査察)庁が記載  
 \* 別紙引用はしないこと

## 会計事務査察結果報告書

(府名)大阪地方裁判所

## 1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1・11・21	大阪地裁堺支部	事務局長	竹口智之	3人
R1・11・14	大阪地裁岸和田支部	事務局長	竹口智之	3人
R1・10・18	大阪簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
R2・1・30	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R2・1・29	豊中簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R1・10・31	吹田簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R2・1・8	茨木簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R1・12・9	東大阪簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R2・1・21	枚方簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R1・10・3	富田林簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R1・10・1	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R1・11・1	佐野簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人

## 2 査察結果

## (1) 大阪地裁堺支部

## ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

## イ 指摘事項

特になし

## (2) 大阪地裁岸和田支部

## ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項  
特になし

(3) 大阪簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項  
特になし

(4) 大阪池田簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項  
特になし

(5) 豊中簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項  
特になし

(6) 吹田簡易裁判所

- ア 総評

複数によるチェック態勢が確立された適正な事務処理が行われている。

- イ 指摘事項  
特になし

(7) 茨木簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項  
特になし

(8) 東大阪簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項  
特になし

(9) 枚方簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(10) 富田林簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(11) 羽曳野簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(12) 佐野簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

## 会計事務査察結果報告書

(庁名)京都地方裁判所

## 1 実施時期等

実施時期	被監査庁	査察事務代理者		補助者 員数
		官職	氏名	
元. 10. 11	京都地裁舞鶴支部	経理課長	多田達也	0人
元. 10. 10	京都地裁園部支部	経理課課長補佐	藤江隆雄	0人
元. 10. 7	京都地裁宮津支部	出納課長	二木進	0人
元. 10. 4	京都地裁福知山支部	出納課課長補佐	平井崇文	0人
元. 10. 9	伏見簡易裁判所	出納課課長補佐	平井崇文	0人
元. 10. 16	右京簡易裁判所	経理課長	多田達也	0人
元. 10. 15	向日町簡易裁判所	出納課長	二木進	0人
元. 10. 21	木津簡易裁判所	出納課課長補佐	平井崇文	0人
元. 10. 17	宇治簡易裁判所	経理課長	多田達也	0人
元. 10. 23	亀岡簡易裁判所	経理課課長補佐	藤江隆雄	0人
元. 10. 8	京丹後簡易裁判所	経理課長	多田達也	0人
元. 11. 27	京都簡易裁判所	出納課課長補佐	平井崇文	1人

## 2 査察結果

## (1) 京都地方裁判所舞鶴支部

## ア 総評

適正に処理されていた。

## イ 指示事項

特になし

(2) 京都地方裁判所園部支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(3) 京都地方裁判所宮津支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(4) 京都地方裁判所福知山支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(5) 伏見簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(6) 右京簡易裁判所

ア 総評

指示事項を除き、概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項

別紙監査（査察）結果表のとおり

(7) 向日町簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(8) 木津簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(9) 宇治簡易裁判所

ア 総評

指示事項を除き、概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項

別紙監査（査察）結果表のとおり

(10) 亀岡簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし



(11) 京丹後簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(12) 京都簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし



(別紙)

## 監査(査察)結果表

監査(査察)庁	京都地方裁判所
被監査(査察)庁	右京簡易裁判所

検出 No.	監査(査察) 実施日	会計 事務名	関係 法令等	検出事項	指摘の分類	不備の観点	監査(査察)結果	是正措置			フォローアップ	
								発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題
1	10月16日	郵便切手の管理 に関する事項	平成28年3月28 日付け最高裁終 三第74号「予納 郵券切手の交換 に関する事務の 取扱いについて (通達)」	予納郵便切手交換等が適正に保存に付されてい ない。	□監査 ■査察	■正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	■指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	庶務課長が一人で処理しており、牽制態勢が整備されておらず、前例踏襲となっており根拠等に基づいた事務の確認作業を怠った。	根拠等を確認しながら処理し、庶務課長以外の職員も関与させるなどの牽制態勢をとることとした。	10月16日	■完了	
2					□監査 ■査察	■正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	■指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
3					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
4					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
5					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		

\*  監査(査察)庁が記載  
 \*  被監査(査察)庁が記載  
 \* 別紙引用はしないこと

(別紙)

## 監査(査察)結果表

監査(査察)庁	京都地方裁判所
被監査(査察)庁	宇治簡易裁判所

①監査(査察)庁が記載

②被監査(査察)庁が記載

③監査(査察)庁が記載

検出 No.	監査(査察) 実施日	全計 事務名	関係 法令等	検出事項	指摘の分類	不備の観点	監査(査察)結果	是正措置			フォローアップ	
								発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題
1	10月17日	郵便切手の管理 に関する事項	平成28年3月28 日付け最高裁総 三第74号「予納 郵券切手の交換 に関する事務の 取扱いについて (通達)」	予納郵便切手交換簿の残額欄記載の額と郵券の現物が合致しておらず、残額欄の記載漏れもあつた。	□監査 ■査察	■正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	■指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	庶務課長が一人で処理しており、牽制態勢が整備されていなかったことが主な原因である。	牽制態勢を構築すると同時に、記載方法については民事訟廷から送付されている記載例を確認しながら処理する。	10月17日	■完了	
2					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項				□完了	
3					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項				□完了	
4					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項				□完了	
5					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項				□完了	

※  監査(査察)庁が記載  
 被監査(査察)庁が記載  
 ※ 別紙引用はしないこと

## 会計事務査察結果報告書

(府名) 神戸地方裁判所

## 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1. 11. 15	神戸地裁伊丹支部	事務局出納課長	川野 弘	0人
R1. 10. 23	神戸地裁尼崎支部	事務局次長	藤井 誠	1人
R1. 12. 12	神戸地裁明石支部	事務局次長	藤井 誠	1人
R1. 11. 6	神戸地裁柏原支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
R1. 11. 11	神戸地裁姫路支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
R1. 11. 28	神戸地裁社支部	事務局次長	藤井 誠	1人
R1. 12. 10	神戸地裁龍野支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
R1. 10. 16	神戸地裁豊岡支部	事務局出納課長	川野 弘	0人
R1. 9. 19	神戸地裁洲本支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
R1. 10. 7	西宮簡易裁判所	事務局經理課 専門官	茅野朱実	0人
R1. 10. 1	篠山簡易裁判所	事務局經理課長	千葉 功	0人
R1. 12. 6	加古川簡易裁判所	事務局出納課 課長補佐	野寺洋子	1人
R1. 10. 15	浜坂簡易裁判所	事務局出納課長	川野 弘	0人
R1. 12. 23	神戸簡易裁判所	事務局經理課長	千葉 功	3人

## 2 監査結果

## (1) 神戸地裁伊丹支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(2) 神戸地裁尼崎支部

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(3) 神戸地裁明石支部

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(4) 神戸地裁柏原支部

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(5) 神戸地裁姫路支部

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(6) 神戸地裁社支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(7) 神戸地裁龍野支部

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(8) 神戸地裁豊岡支部

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(9) 神戸地裁洲本支部

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(10) 西宮簡易裁判所

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(11) 篠山簡易裁判所

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(12) 加古川簡易裁判所

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(13) 浜坂簡易裁判所

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

(14) 神戸簡易裁判所

ア 総評  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項  
なし

## 会計事務検察結果報告書

(庁名)奈良地方裁判所

## 1 実施時期等

実施時期	被 検 察 庁	検察事務代理者		補助者員数
		官 職	氏 名	
R1・12・3	奈良地裁葛城支部 奈良家裁葛城支部 葛城簡裁	地裁事務局 会計課課長補佐	郡 伸一	0人
R1・12・24	奈良地裁五條支部 奈良家裁五條支部 五條簡裁	地裁事務局 会計課長	中井 隆子	0人
R1・12・6	奈良簡裁	家裁事務局次長	児島 知世	1人
R1・11・8	宇陀簡裁	地裁事務局次長	佐藤 広希	1人
R1・11・21	吉野簡裁 奈良家裁吉野出張所	家裁事務局次長	児島 知世	1人

## 2 検察結果

## (1) 奈良地裁葛城支部、奈良家裁葛城支部及び葛城簡裁

## ア 総評

録音反訳業務請負契約及び官報公告等掲載契約にかかる検査職員及び監督職員に対して、契約内容の理解度など実質的な検査、監督が実施されているかを確認したところ、適正に処理がされており、特に問題となる事項はなかった。その他の検察事項においても、事務局と裁判部とが連携の上、適切に処理がされていた。

## イ 指示事項等

該当事項なし

## (2) 奈良地裁五條支部、奈良家裁五條支部及び五條簡裁

## ア 総評

録音反訳業務請負契約及び官報公告等掲載契約にかかる検査職員及び監督職員に対して、契約内容の理解度など実質的な検査、監督が実施されているかを確認したところ、適正に処理がされており、特に問題となる事項はなかった。その他の検察事項においても、事務局と裁判部とが連携の上、適切に処理がされていた。

## イ 指示事項等

該当事項なし

## (3) 奈良簡裁

## ア 総評

官報公告等掲載契約にかかる検査職員及び調停委員等の勤務時間担当者に対して、事務の流れ等について、ヒアリングを実施したところ、理解が十分にされており、事務処理についてのけん制態勢も保たれ、適正に処理がされていた。その他、特に問題となる事項はなく、全般的に適切に処理がされていた。

イ 指示事項等

該当事項なし

(4) 宇陀簡裁

ア 総評

日常の事務処理状況、事務処理態勢、情報共有等について、全員にヒアリングを実施したところ、常に情報共有され、相談できる態勢を整えており、適正に処理がなされていた。その他、特に問題となる事項はなく、全般的に適切に処理がされていた。

イ 指示事項等

該当事項なし

(5) 吉野簡裁及び奈良家裁吉野出張所

ア 総評

日常の事務処理状況、事務処理態勢、情報共有等について、全員にヒアリングを実施したところ、常に情報共有され、相談できる態勢を整えており、適正に処理がなされていた。その他、特に問題となる事項はなく、全般的に適切に処理がされていた。

イ 指示事項等

該当事項なし

## 会計事務査察結果報告書

(庁名)大津地方裁判所

## 1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者員数
		官 職	氏 名	
1・10・25	大津地裁彦根支部 大津家裁彦根支部 彦根簡易裁判所	会計課課長補佐	宮 本 誠 一	4人
1・11・6	大津地裁長浜支部 大津家裁長浜支部 長浜簡易裁判所	会計課長	半 野 勇 樹	2人
1・12・3	大津簡易裁判所	会計課課長補佐	宮 本 誠 一	2人
1・10・11	大津家裁高島出張所 高島簡易裁判所	家裁事務局次長	福 島 広 之	0人
1・10・16	甲賀簡易裁判所	地裁事務局長	西 川 浩 二	0人
1・11・11	東近江簡易裁判所	地裁事務局次長	小 西 圭	0人

## 2 査察結果

## (1) 大津地裁彦根支部、大津家裁彦根支部、彦根簡易裁判所

## ア 総評

特になし。

## イ 指摘事項

特になし。

## (2) 大津地裁長浜支部、大津家裁長浜支部、長浜簡易裁判所

## ア 総評

歳入歳出外現金出納官吏の本官及び代理の休暇簿を照合した結果、代理が1日の休暇取得時に本官が終業前1時間の休暇を取得していた日が1日確認された。

本官及び代理が共に不在となり、現金を受け入れることができない状況にあった。  
今後は本官と代理官の休暇取得の牽制体制を図ること。

## イ 指摘事項

特になし。

## (3) 大津簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

(4) 大津家裁高島出張所、高島簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

(5) 甲賀簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

(6) 東近江簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

【機密性 2】

## 会計事務査察結果報告書

和歌山地方裁判所

### 1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1. 9. 10	湯浅簡易裁判所	会計課長	松 永 雅 典	0人
R1. 10. 1	串本簡易裁判所	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	0人
R1. 10. 2	和歌山地裁新宮支部 和歌山家裁新宮支部	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	1人
R1. 10. 23	妙寺簡易裁判所	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	0人
R1. 10. 23	橋本簡易裁判所	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	0人
R1. 11. 14	和歌山地裁御坊支部 和歌山家裁御坊支部	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	1人
R1. 12. 10	和歌山地裁田辺支部 和歌山家裁田辺支部	会計課長	松 永 雅 典	1人

### 2 査察結果

#### (1) 湯浅簡裁

##### ア 総評

適正に処理されている。

##### イ 指摘事項

特記事項なし

#### (2) 串本簡裁

##### ア 総評

適正に処理されている。

##### イ 指摘事項

特記事項なし

#### (3) 和歌山地裁新宮支部

和歌山家裁新宮支部

##### ア 総評

適正に処理されている。

##### イ 指摘事項

特記事項なし

#### (4) 妙寺簡裁

##### ア 総評

適正に処理されている。

イ 指摘事項  
特記事項なし

(5) 橋本簡裁

ア 総評  
適正に処理されている。

イ 指摘事項  
特記事項なし

(6) 和歌山地裁御坊支部

和歌山家裁御坊支部

ア 総評  
適正に処理されている。

イ 指摘事項  
特記事項なし

(7) 和歌山地裁田辺支部

和歌山家裁田辺支部

ア 総評  
適正に処理されている。

イ 指摘事項  
特記事項なし

【機密性2】

(別紙様式)

会計事務査察結果報告書

(庁名) 大阪家庭裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1.10.9	大阪家裁堺支部	事務局次長	川瀬 久雄	2人
R1.10.25	大阪家裁岸和田支部	事務局次長	安達 正広	1人

2 査察結果

(1) 大阪家裁堺支部

ア 総評

全般にわたり、適正に処理されていた。

イ 指示事項等

特になし

(2) 大阪家裁岸和田支部

ア 総評

全般にわたり、適正に処理されていた。

イ 指示事項等

特になし

【機密性 2】

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 京都家庭裁判所  
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 永井英雄

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1.10.4	京都家裁福知山支部	会計課課長補佐	銢立 純也	0
R1.10.7	京都家裁宮津支部	会計課長	北田 宗人	0
R1.10.10	京都家裁園部支部	会計課課長補佐	銢立 純也	0
R1.10.11	京都家裁舞鶴支部	会計課課長補佐	銢立 純也	0

2 査察結果

(1) 京都家裁福知山支部

ア 総評  
概ね適正な会計事務が行われていた。

イ 指摘事項  
なし

(2) 京都家裁宮津支部

ア 総評  
概ね適正な会計事務が行われていた。

イ 指摘事項  
なし

(3) 京都家裁園部支部

ア 総評  
概ね適正な会計事務が行われていた。

イ 指摘事項  
なし

(4) 京都家裁舞鶴支部

ア 総評  
概ね適正な会計事務が行われていた。

イ 指摘事項  
なし

## 会計事務査察結果報告書

(府名)神戸家庭裁判所

## 1 実施時期等

実施時期	被査察庁	査察事務担当者等		補助者員数
		官職	氏名	
R01.10.18	神戸家裁伊丹支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.12.09	神戸家裁尼崎支部	事務局長	秋田正之	1人
R01.11.25	神戸家裁明石支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.10.02	神戸家裁柏原支部	事務局長	秋田正之	1人
R01.09.25	神戸家裁姫路支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.10.24	神戸家裁社支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.11.12	神戸家裁龍野支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.11.01	神戸家裁豊岡支部	事務局長	秋田正之	1人
R01.11.08	神戸家裁洲本支部	事務局長	秋田正之	1人
R01.10.31	神戸家裁浜坂出張所	事務局長	秋田正之	1人

## 2 査察結果

## (1) 神戸家裁伊丹支部

## ア 総評

適正に処理されている。

## イ 指示事項

特になし

## (2) 神戸家裁尼崎支部

## ア 総評

適正に処理されている。

## イ 指示事項

特になし

## (3) 神戸家裁明石支部

## ア 総評

適正に処理されている。  
イ 指示事項  
特になし

(4) 神戸家裁柏原支部

ア 総評  
適正に処理されている。  
イ 指示事項  
特になし

(5) 神戸家裁姫路支部

ア 総評  
適正に処理されている。  
イ 指示事項  
特になし

(6) 神戸家裁社支部

ア 総評  
適正に処理されている。  
イ 指示事項  
特になし

(7) 神戸家裁龍野支部

ア 総評  
適正に処理されている。  
イ 指示事項  
特になし

(8) 神戸家裁豊岡支部

ア 総評  
適正に処理されている。  
イ 指示事項  
特になし

(9) 神戸家裁洲本支部

ア 総評  
適正に処理されている。  
イ 指示事項  
特になし

(10) 神戸家裁浜坂出張所

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指示事項

特になし